

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第13回会合議事録

日 時：平成24年3月22日（木）10:30～11:52

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員（代理：矢橋氏）（陪席：山田氏（電気通信事業者協会））、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

（内閣府）：村木統括官、太田審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT（情報通信技術）担当室主幹、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課課長補佐、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」見直しに係る検討会報告書（素案）について

（2）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第13回になりますが、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきますと思います。

最初に、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○山本参事官 御報告いたします。本日は漆委員が御欠席でございます。それから、植山委員、尾花委員が若干遅れてお見えになるようでございます。坂田委員の代理としまして矢橋様、半田委員の代理としまして設楽様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、初めに事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 配付資料でございますが、まず議事次第でございます。2ページ目に配付資料の一覧がございます。

資料は1～4まででございます。

資料1は、電気通信事業者協会のもの。

資料2-1は、経済産業省のもの。

資料2-2は、電気情報技術産業協会のもの。

資料3としまして、検討会報告書の素案。

3-1が本文、3-2が現行計画との対照表でございます。

資料4-1は、重点的な啓発活動の依頼に関するもの。

資料4-2は、Twitterの運用開始に関するものでございます。

参考資料は1と2でございます。

参考資料1は、法律の概要と本文。

参考資料2は、昨年8月の提言でございます。

不足がございましたら事務局までお申し付けくださいませ。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上で、座長にお諮りした後に公開させていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 それでは、そのようにさせていただきます。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日は、議事次第にございますように、「その他」を除きますと議題は1つでございます。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に係る基本的な計画」の見直しに係る検討会報告書(素案)について、御検討いただきたいと思います。

報告書(素案)の説明に入る前に総務省と経済産業省から、前回の検討会におきまして議論がございました、スマートフォンの販売に係る事業者等の対応とか、携帯電話以外の機器に係ります有害情報閲覧防止対策につきまして、改めて現状説明をしてくださるということでございますので、総務省、経済産業省の順にお願いしたいと思います。

最初に、総務省からお願いします。

○園田課長補佐 おはようございます。総務省の消費者行政課の園田でございます。いつも大変お世話になっております。本日は、玉田課長が所用により急遽欠席になってしまいまして大変申し訳ございません。代理で、私、園田が出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の検討会におきましては、各委員の先生方からスマートフォンへの対応に関しまして、大変貴重な御指摘・御意見をいただきまして、ありがとうございます。我々も真摯に受けとめて対応を進めていきたいと思っております。

特に今後、青少年に対するスマートフォンの普及が本格化する中で、総務省としても昨年取りまとめられております提言に基づきまして、各種施策を展開しているところでございますけれども、他方で、携帯電話事業者につきましても、特にスマートフォンが今後普及する中で一定の対応を取っている点も事実でございます。

本日は貴重な御議論の前のお時間をいただきまして、携帯電話事業者を中心に、現状でどういった取組をしているかという点につきまして、御説明をさせていただければと思っております。この後の御検討に先立ちまして、こういった現状の取組を情報共有していただいて、それに基づいて御議論をいただくことで、より実態を踏まえた議論につながるのではないかと考えております。

今日、御出席の TCA、電気通信事業者協会の方で資料を御用意いただいておりますので、この内容に沿って、現状、携帯キャリアとしてどういった取組をしているかという点を中心に、御説明いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山田氏 電気通信事業者協会の山田でございます。本日は、このようなお時間を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。この資料は、もともとスマートフォンに限らず、私どもの青少年向けの対応について記されている資料でございますので、本日はスマートフォンの部分に絞って御説明させていただきます。構成員の皆様には、是非残りの部分につきましてごらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、まず私どもの電気通信事業者協会でございますが、1987年に設立されまして、電気通信事業者で構成されている協会でございます。その中で、特に携帯電話やPHSに関することにつきましては、下の図の移動電話委員会の下部組織にさまざまな部会を設けておりまして、特に青少年に関するフィルタリングもしくは有害情報への対策といった問題につきましては、青少年有害情報対策部会というところに事業者が集まりまして、さまざまな対応の検討を行っているところでございます。

1枚おめくりください。青少年有害情報対策部会でございますが、2006年に設立をいたしまして、その後は1か月に1～2回程度、事業者が集まりまして活動を行っております。今年の1月までに101回実施しております。

主な活動内容でございますが、フィルタリング普及施策の企画立案、また、フィルタリング加入数の公表や事業者キャンペーンの実施といったことに取り組んできております。

1枚おめくりいただきまして、私どもの取組の全体像でございますが、青少年を取り巻く環境といたしまして、もともと携帯、PHSに関しますと出会い系サイトやプロフにおける犯罪、ネットいじめ、学校裏サイトの問題、または小中学校への持ち込み禁止といった状況がございました。昨今では、これに加えてスマートフォンの普及といった状況にあると考えております。

私どもの取組は主に2本の柱から成り立っております。1つ目が安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進ということで、例えばフィルタリングサービスの普及促進であるとか、もしくは子ども向け端末です。そもそもインターネットにつながらないような端末の普及促進といったものが挙げられます。

2つ目の柱は、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発ということで、こちらは主にリテラシーの向上の施策でございます。これにつきましては、家庭での携帯ルールづくりをお手伝いするような業務であるとか、もしくは携帯安全教室のような教育プログラムの実施といったものが挙げられます。

1枚おめくりください。私どもの取組の結果、フィルタリングサービスは順調に普及したものと認識しております。私どもの方で数値を発表し始めたのが2007年9月ですが、この時点で210万だったものが、現状では800万を超える利用者の方々に御利用いただいております。

1枚おめくりください。フィルタリングサービスでございますが、もともとは左にあるようなホワイトリスト方式、ブラックリスト方式といった非常にシンプルなものからスタートいたしましたが、現在では事業者でさまざまなサービスを提供してございまして、例えば個別にフィルタリングを設定して、見られるサイトや見られないサイトというのをかなり細かく設定できる、俗にカスタマイズと呼ばれる機能であるとか、もしくは時間帯で、例えばここにもあるように、夜9時～朝9時まではウェブを使えないようにするといった時間帯の制限機能であるとか、もしくはフィルタリングのサービスも、年齢層によってブロックできるフィルタリングのサイトは異なるべきでしょうという考えから、年齢や知識、判断力に応じた閲覧制限レベルのフィルタリングサービスの提供といった形で、事業者ごとにさまざまなフィルタリングサービスが提供されております。

1枚おめくりください。現状、フィルタリングのラインナップはどのようになっているかというところ、ここに記されているとおりでございますが、こちらは事業者のかなり細かなサービス名が記載されておりますが、ここで御説明したいポイントは1つでございまして、フィーチャーフォンであっても、スマートフォンであっても、私どもの3GもしくはPHSのネットワークを通る限りでは、スマートフォンにおいてもフィーチャーフォンと同様のフィルタリングを提供しております。これは各事業者共通でございます。このサービスラインナップで御説明したいのは、その1点でございます。

次のページをおめくりください。では、スマートフォンにおいてどのような点が問題かということと、それについて、事業者としてどのような対策をとっているかということをお説明させていただきます。

今、スマートフォンにおいて課題とされているところは主に2点ございまして、一つは無線LAN経由での通信をどのようにするかという点、もう一つはアプリケーションを利用したときの通信について、どのようにするかという点でございます。

まず1つ目の無線LAN利用における対策につきましては、事業者ごとにとっている対策は異なりますが、主に3点ございます。

1つ目が、自社無線LANサービスの利用時には、これまでの3Gで行っているようなフィルタリングと同じような形で、フィルタリングを適用するという方法でございます。

下の図をごらんください。ブルーの線が、今までの携帯電話事業者のネットワークを通る通信でございます。赤いものは無線LAN、Wi-Fiを通る通信でございます。

1の対策はどのようなものかと申しますと、これまでの携帯電話ネットワークにおけるフィルタリングと同様に、自社が提供している無線LANを経由したインターネットの場合には、携帯電話事業者のネットワーク側で、フィルタリングをかけるという方法でございます。

上の図でいきますと、左側の地球の絵がブラウザとお考えください。こちらのブラウザから、3Gの青い線に行きましたら、当然ながら携帯電話事業者のフィルタリングがかかる。赤い線に行った

場合でも、自社で提供している無線 LAN の場合にはフィルタリングをかけるということで、3G でも無線 LAN でもフィルタリングがかかるという対策が1つ目でございます。

2つ目が、端末向けにフィルタリングソフトの案内をするというやり方ございまして、実は1の方法は、現状ではNTTドコモのみが提供しているやり方ございまして、それ以外の事業者では主に2つ目の対策をとっております。

この方法はどのようなものかといいますと、端末の方にフィルタリングソフトを入れる方法でございます。左側の図の帽子の絵がフィルタリングソフトとお考えください。3Gの場合でもWi-Fiの場合でも共通なんですけど、こちらから通信を行うことによって、まずはフィルタリングソフト事業者のサーバーを確認しに行きます。サーバーを確認しに行って、端末の方からリクエストがあったウェブサイトがフィルタリングの対象か、そうでないかを判断して、フィルタリングの対象であれば、そこでブロックをするというやり方でございます。こちらの場合も端末の方にフィルタリングソフトを入れますので、3Gのネットワークであろうが、無線LAN経由であろうが、まずはフィルタリングソフト事業者のサーバーを見に行きますので、端末にこのようなソフトを入れていただくことによって、ネットワークにかかわらず制限ができる形になります。

3つ目のやり方は、そもそも無線LANの利用を制限するというもので、3Gの方であれば私どものネットワークでフィルタリングでかかるんですけども、無線LANはかからない。無線LANでかけるためには、端末に入れなければいけないということもあつたんですけども、そもそも無線LANを使えなくすれば、スマートフォンからつながるのは3Gだけになりますので、このような方法も御提供させていただいております。

また、アプリケーションを経由した通信に関する対策につきましても、上の無線LANの3と同じように、機能制限アプリというものを御用いまして、そもそも端末側でアプリケーションを利用させないことができる、そのような機能を提供しております。

ここで、後ろの方の22ページ以降で各社の取組を若干詳しく書いておりますので、こちらをごらんいただければと思います。

以上です。

○清水座長 それでは、経済産業省からお願いします。

○吉川課長補佐 経済産業省情報経済課の吉川と申します。

本来、課長の佐脇が御説明差し上げるべきところですが、本日は所用により欠席のため私が代理で御説明いたします。

今、総務省さん、TCAさんから特に携帯電話、スマートフォンについて御説明いただきましたけれども、私どもはその他の機器について御説明いたします。代表的な例で申し上げますとゲーム機であったり、テレビであったり、パソコンであったりするかと思いますが、この辺りの機器のフィルタリングへの対応状況について御説明いたします。

私ども経済産業省からは、この場にゲーム機メーカーさんがいらっしゃらないものですから、ゲーム機の対応も含めて御説明させていただき、その後にJEITAさんからその他の機器について、対応状況を御説明いただければと思っております。

資料 2-1 に基づいて御説明させていただきます。まず、1 ページ目をごらんください。参考資料 1-2 の青少年インターネット環境整備法第 19 条には、携帯電話、スマートフォン以外のインターネット接続機器について、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じなければいけないという旨の義務が定められております。

法律制定時からさまざまな機器が出てきて、ゲーム機、テレビ、パソコン、いわゆるオーディオプレーヤー、タブレット PC など、さまざまなインターネット接続機器が出てきている中で、法律にはフィルタリングの利用を容易にする措置を講じるべしと書いてあるわけですが、すべての機器で同じような対応が必要かということ、機器の使い方や機器の性能などに配慮した形でフィルタリングが実装されていく必要があるだろうというのが私どもの問題意識でございまして、平成 22 年度、それぞれの機器について、どのような形でフィルタリングを提供すべきかを判断するに当たっての基準を、私どものレイティング／フィルタリング連絡協議会研究会でまとめまして、この場でも報告させていただきました。

今日この場では、判断基準の詳細は御説明いたしません、この判断基準に従って、昨年 2 月に、一度各機器の対応状況を確認したものがございます。それが 2 ページでございます。私どもが所管しているゲーム機や PC、その他幾つかのインターネット接続機器がありますが、こういった機器について、1 ページ目で示しております 4 つの基準に基づいて、フィルタリングの対応状況を調べたものが 2 ページの一覧表でございます。

調べた当時、この内閣府の検討会の場でも御報告させていただきましたが、さまざま出ているインターネット接続機器は、法律上の義務であるフィルタリングの実装も済んでいるし、なおかつ、法律の上乗せ部分、望ましいフィルタリングの在り方という部分も満たしているのが、昨年度 2 月に調査した状況でございました。最新の状況については、今、私どもで確認しているところでございます。

これが昨年の状況だったわけですが、特に前回の検討会の場で委員の方々の御関心が高かったゲーム機について、対応状況を御説明させていただければと思います。それが 3 ページ以降になります。

これは私どもが、特にゲーム機メーカーさん、マイクロソフトさん、ソニー・コンピュータエンタテインメントさん、任天堂さんと 3 社おりますが、特に青少年の利用で皆さんの御関心が高いと思われる、携帯ゲーム機の提供をされているソニーさんと任天堂さんの取組について、私どもの方でヒアリングしたものをまとめたものでございます。

まず、3 ページでソニー・コンピュータエンタテインメントさんの対応状況をまとめております。ゲーム機というのは、インターネットに接続する際に、いわゆるパソコンで使っているようなブラウザと、ゲームを購入したりするための専用サイトに接続する、2 つのルートがあるとお考えいただければと思います。

基本的にメインで使われるのは、ゲームを購入したり、ゲームをダウンロードする専用サイトの方ですが、ソニーさんの製品も、任天堂さんの製品もブラウザ機能がついております。

まず、ソニーさんについて申し上げますと、ブラウザの起動を制限する機能が入っております。

それが3ページの上の部分でございますが、これは保護者がブラウザ起動の機能にパスワードをかけてロックすることができる仕様になっております。これでブラウザの起動のところは絞れるようになっております。更に、その上でフィルタリングソフトの実装も進んでいるところであります。

これは3ページの下の部分でございますが、ソニー・コンピュータエンタテインメントさんの製品であるPS3、PSP、最近出ましたPSVita、いずれにせよi-フィルターなり、トレンドマイクロさんの製品が使用可能になっているということでありませう。

次のページをごらんいただければと思います。フィルタリングは実際に使えるようになってはいるんですが、保護者の方に知っていただくためにどういったことがなされているかというのを、一つ取組として紹介させていただければと思います。

これはPSVita、最新の製品です。この製品が入っている箱なのですが、箱の裏面にペアレンタルコントロールに対応していますよと、購入時にわかるように表示をしてあります。

次のページをごらんください。任天堂さんの対応であります。任天堂さんの製品で言うと、大きく分けるとDSとWiiがあるわけですが、特に青少年の利用で注意が必要かと思うのが、携帯可能なDSの方です。こちらのDSの方を中心に対応状況を御説明させていただきますと、任天堂さんもソニーさんと同じように、まずブラウザをパスワードでロックする機能があるというものでございます。これはソニー・コンピュータエンタテインメントさんと同様なので、詳細な説明は省かせていただきますが、設定のイメージは中段の図にございまして、メニュー画面で保護者による使用制限というアイコンを選択して、その後にブラウザの使用を制限するというものを選んで、パスワードを設定するというものです。

下側の部分でございますが、同じくフィルタリングサービスの利用も可能になっております。

左側のDSについては、任天堂さんの御判断でi-フィルターを提供しているデジタルアーツさんと連携する形で、無償でフィルタリングを提供しております。

これがフィルタリングの対応状況でして、最後に6ページ目をごらんいただければと思いますが、任天堂さんにおいても保護者の方に、ゲーム機を使う際にはインターネットに接続しますということや、フィルタリングの利用が可能ですということについて、パッケージ等で周知をしているものでございます。

私どもの取組とゲーム機メーカーさんの取組については、以上でございます。残りはJEITAさんをお願いいたします。

○設楽氏 JEITAの設楽と申します。

ちょうど昨年の今ごろ、やはり私どもの方から取組状況について御説明をさせていただいておりますので、昨年の状況から変化が生じている部分のみ、御説明させていただきます。

まず、資料2ページをご覧ください。調査いたしました機種数等を一覧にしております。対応状況は100%対応となっておりますが、内容をかいせつさせていただきます。パーソナルコンピュータにつきましては、フィルタリングソフトをプレインストール、またはバンドルということで100%対応しております。これは端末側の方で、フィルタリングをかけるサイトかどうかを判断いたしまして、通過させるかどうかということを行うソフトでございます。

デジタルテレビの状況ですが、デジタルテレビは御存じのとおり地デジへの移行で普及が進みまして、今、売られているテレビにつきましては2台目、3台目の需要等が多くなっておりまして、見るだけのテレビと多機能のテレビというように、ラインナップが二極化の方向に向かっております。

したがって、調査した機種の中で URL が任意で入力できる機種は、半以下になっており、その状況を見ますと、パスワードロックが 221 機種、プロキシサーバーが 144 機種。これは併用した方式で対応している機種もございますので、合わせると 100%を超えますが、6割以上の機種でプロキシサーバー方式を採用しております。

BD、DVD につきましては、昨年は 37 機種が対象となる機種でございましたが、任意に URL を入力できる機種は 2 機種に減っております。BD、DVD のインターネット接続機能は、自社で用意したサイトに接続して、録画をする際に番組を検索したり、あるいは予約を簡便にしたりという目的でございますので、そういった目的に特化してきているということでございます。その結果、URL を入力して自由にインターネットに出ていける機種というのは、非常に少なくなっており、その 2 機種につきましても、パスワードロックとプロキシサーバーの併用で対応しております。

また、9 ページ目でテレビの一例を御説明させていただきますと、これはテレビの設定画面ですが、パスワードロックですと単純に ON・OFF という形となり、設定の選択肢が狭いということもございまして、この図のように「デジタル放送の双方向を禁止する／しない」、「インターネットの接続を禁止する／しない」、「フィルタリングサービスの ON/OFF」、「URL 入力をさせるかどうかの ON/OFF」、更にフィルタリングサービスを使用した場合は、その中で細かい設定がなど、なるべくきめ細かい設定ができるようになっております。

高級機種の方は、IPTV を見ていただく機能がついておりますので、インターネットの接続をパスワードで完全に遮断してしまいますと、IPTV が見られなくなりますので、きめ細かに設定できる必要がございます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

総務省、経済産業省及び関連する事業者協会から御説明いただきましたが、御質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本題に入らせていただきまして、検討会報告書(素案)につきまして事務局から御説明いただきますが、質疑応答は各章ごとに分けさせていただきますので、それを頭に入れていただきながらお聞きいただきたいと思います。事務局からお願いします。

○山本参事官 それでは、検討会報告書の素案について御説明を申し上げます。

資料 3-1 が本体ではございますけれども、3-2 の対照表に基づいて御説明させていただきますと思います。

対照表でございますが、左の欄が今回の見直し素案、赤字が変更点でございます。真ん中の欄は

現行の基本計画、右側の欄は、前回の検討会におきまして説明のありました関係省庁の施策と、各委員からございました御意見を掲載しております。

まず、素案の全体の構成でございます。現行の基本計画と同様に、まず「はじめに」がございまして、続いて「第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針」から「第6 推進体制等」までの構成としております。

これは「第6 推進体制等」以外の本体部分、すなわち第1～第5までの部分につきましては、法律の第12条によりまして、基本計画においてこうした内容を定めるものとするとしてされていることによりまして、こうした基本的な構成は維持しつつ、内容面において必要なアップデートを図るものでございます。

また、報告書の内容でございませぬけれども、そのまま基本計画として反映できるような形として素案を作成しております。あくまで検討会の提言でございませぬので、文末部分においては部分的に、何々することが求められるという表現を用いておりますけれども、基本的にはそのままの形で基本計画に引き継がれることを想定しておりますので、そのような前提で内容の御検討をいただきたいと思っております。

それでは、現行の基本計画からの主な変更点について御説明を申し上げます。新規に項目立てをして追加しましたものが7項目、削除したものが2項目、その他は各項目の内容において所要の修正を図ってございます。

まず、「はじめに」の部分でございませぬ。ここは3年間の施行状況を踏まえまして、全面的に書き替えております。現行の基本計画を受けて、政府及び民間団体による積極的な活動が展開され、青少年が安全に安心してインターネットを利用するための諸施策が一定の成果を上げている一方で、フィルタリングの利用率がやや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォンを始めとする新たな機器が出現したことから、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、新たな基本計画を策定すべきであるとしております。

そして、変更にあたって特に留意すべき課題として3項目。

- 1つ目が、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、
- 2つ目が、保護者に対する普及啓発の強化、
- 3つ目が、国、地方公共団体、民間団体の連携強化を挙げてございます。

この3項目は、前回の検討会の最後に、清水座長がおまとめになった内容を盛り込んだものでございます。

2ページでございませぬ。第1の基本的な方針についてでございませぬ。ここの前段の部分は、大きな変更はございませぬ。法律で明記をされております基本理念の紹介、それを受けた政府の基本的な方針についての記載でございませぬ。

3ページでございませぬ。第1の後半部分でございませぬが、ここに3としまして「施策実施において踏まえるべき考え方」を追記しております。これは2の基本的な方針に基づき、各施策を推進するに際して踏まえるべき考え方を整理したものでございませぬ。昨年8月の提言におきまして、今後の課題整理における基本方針として掲げられた5原則をそのまま盛り込んだものでございませぬ。

内容としましては、インターネットリテラシーの向上と閲覧機会最小化のバランスをどうするか、保護者と関係者の役割分担をどうするか、民間と行政の関係をどうするかなどについて、基本的な考え方を整理したものでございます。

4 ページでございます。第2の教育及び啓発活動に関する事項でございます。1の「(2) 情報モラル等の指導力の向上」につきましては、赤字で変更点がございますけれども、この部分は諸施策の取組が進んできたことによりまして、国が作成した資料の活用を推進する旨の表現に変更するなど、内容のアップデートを図るものでございます。

5 ページでございます。「2. 社会における教育・啓発活動の推進」の「(1) 地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援」につきましては、冒頭部分において、インターネットトラブル事例集を提供することを盛り込んでございます。

「(2) ポータルサイト等を活用したわかりやすく速やかな情報提供」につきましては、「また」以下を追加してございます。各省庁が保有するデータを、内閣府のポータルサイトを活用して提供することを盛り込んでございます。

次の(3)(4)は新規項目でございます。

「(3) サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進」でございます。既存の団体のノウハウを調査研究し、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援することを盛り込んでございます。

「(4) インターネットリテラシーに関する指標策定の取組」でございます。ここでは、青少年のインターネットリテラシーに関する指標を策定し、測定結果に基づいたリテラシー向上施策を推進することを盛り込んでございます。

6 ページでございます。「3. 家庭における教育・啓発の推進」につきましては、「(3) 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討」が新規項目でございます。ここでは、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組の促進を図るために、わかりやすい資料の作成を含め、効果的な普及啓発支援を実施することを盛り込んでございます。

「4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等」の「(2) 保護者に対する効果的な啓発の在り方の検討・推進」につきましては、前回の検討会におきまして、携帯電話以外のインターネット接続機器に関する取組の重要性について、御指摘があったことを受けまして、インターネット接続機器の例示としまして、ゲーム機を新たに追加してございます。

「5. 国民運動の展開」の「(1) 社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施」につきましては、進学・進級時期において携帯電話の購入が多く見込まれますことから、集中的かつ効果的な広報啓発活動を行うことを盛り込んでございます。

7 ページでございます。「(2) インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援」に関する部分でございます。ここでは、地球温暖化防止の国民運動の例示がございましたけれども、現在は新しいものに置きかえられていることから、削除をするものでございます。

8 ページでございます。第3のフィルタリングの性能の向上及び利用普及等に関する事項でございます。

「1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進」の「(1)

フィルタリング提供義務等の実施徹底」につきましては、「また」以下におきまして、インターネットカフェ事業者に対して、青少年に対する有害情報の閲覧防止措置を講ずるなどの働きかけを、継続的に推進することを盛り込んでございます。

「(2) 保護者への説明等の推進」につきましては、先ほどと同様にインターネット接続機器の例示として、新たにゲーム機を追加してございます。また、説明の内容につきまして、フィルタリングの内容、必要性だけでなく、利用方法についても十分理解されるようにするために、「利用方法」という文言を追加してございます。

「(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及」は、新規事項でございます。ここでは、インターネット接続端末について、それぞれの機種ごとに望ましいフィルタリングの基準を普及することを盛り込んでございます。

9 ページでございます。「3. 新たな機器及び伝送技術への対応」を新規項目として設けてございます。

「(1) フィルタリングの推進」でございます。ここでは、スマートフォンなどの新たな機器やWi-Fi などの伝送技術が普及することに対応しまして、今後の具体的なフィルタリングの実施方法等について、第三者機関の関与も含め、関係省庁が連携して継続的に検討することを盛り込んでおります。また、保護者などにフィルタリングの内容や必要性、利用方法をわかりやすく伝える事業者の取組を支援することも盛り込んでございます。

それから、下の方の「(2) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計等の支援」でございます。ここでは、設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形となるよう、民間の取組を支援することを盛り込んでございます。

10 ページでございます。「5. フィルタリング普及促進のための啓発活動等」におきましては、ここでもスマートフォンを始めとする新たな機器にも配慮した啓発活動となるよう、その部分を追記してございます。

11 ページでございます。第4の民間団体の支援に関する事項でございます。

ここでは、2の「(3) レイティング・ゾーニングの取組支援」についてでございますが、当初予定していた民間団体への取組支援の活動が終了したことにより、削除するものでございます。

「3. 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援」でございますが、こちら昨年4月から児童ポルノに関するブロッキング措置が開始され、運用が定着してきたことにより、削除するものでございます。

12 ページでございます。第5、その他の重要事項でございます。

ここでは2の「(2) 事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の支援」でございます。ここでも検討の文字が削除されておりますが、これは昨年4月から児童ポルノサイトのブロッキングが開始されていることから、削除するものでございます。

13 ページにつきましては、大きな変更はございません。

14 ページでございます。第6の推進体制等でございます。

ここでは「3. 国際的な連携の促進」としまして、OECDが本年2月に採択しました勧告について、

関係省庁で連携して継続的に対応することを盛り込んでございます。

最後の「4. 基本計画の見直し等」につきましては、前回の検討会におきまして、評価の指標を明確化すべきという御意見がありましたことから、青少年のインターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行うことを追記しております。

また、昨年8月の提言におきまして、法令改正も含めた必要な対応について、幅広い検討を行うことが必要であるということが示されましたことを受けまして、ここにおきましても、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するというのを盛り込んでございます。

報告書（素案）については、以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換の時間をとりたいと思いますが、「はじめに」と第1章～第6章まで、合計7つに分けて御意見をいただきたいと思います。

最初は1ページでございますが、「はじめに」につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。あらかじめ大きくくりはさせていただいているところではありますが、「はじめに」はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御意見をいただく章は、大体ポイントがあると思います。

それでは、第1章でございます。2ページ及び3ページということでございます。特に変更点が赤字ですので、それを踏まえて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

1点だけ。比較の方で申し上げますと、追加されました考え方の②の「保護者及び関係者の役割」ということが書かれている部分なんですけど、送っていただいたときは余り気にならなかったんですけども、今日改めて確認させていただいて、この後半部分で、もちろん第一義的には青少年を直接監護・教育する立場にある保護者の責任が示されているんですけど、その後「ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため」となっています。本当に困難はあるんですけど、なぜ保護者が困難なのかということについて、1つぐらいは例示が必要かなと思いました。

基本的には保護者の大きな責任があるということが、これだけ事業者の方がフィルタリング等についての取組をしていらっしゃる現状をお聞きした後ですと、購入時であるとか、新たな対策が始まったときに、それを保護者がきちんと認識して、フィルタリング提供を着実に実施していくことが必要と思われまして。けれども、「急速な技術革新の中で、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため」とか、なぜ保護者が単独で役割を全うすることが困難なのかということ、一言例示した方がよいのではないかと感じたんです。

要するに、保護者の責任は大きいし、やはり第一義的には保護者が自分の子どもであれ、地域の青少年であれ、保護していく役割があるんですけども、「技術の変化が急速な中、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者が連携・協力して保護者を補助するおのおのの役割を果たさなければならない」という感じにした方が、よいかなと思いました。

以上です。

○清水座長 大変貴重な御意見をありがとうございました。事務局と相談しまして、対応させていただきたいと思います。

○清原委員 よろしくお願ひします。

○清水座長 ほかにいかがでしょうか。国分委員。

○国分委員 素案の方だと5ページで、表だと3ページの一番最後のところです。「有害性の判断への行政の不干渉」と書いてありますが、これも当然のことで、その判断に国の行政機関等が干渉してはならないという考え方は、まさにこのとおりなんですけれども、パソコンの方だといろいろな製品が出ていて利用者は選択できるんですが、携帯の場合は結果的に1社のブラックリストになってしまう、多少カスタマイズはできるにしても、現状を考えるとあるべき姿といたしますか、踏まえるべき考え方というところと言うと、保護者なり先生方が選択ができるという考え方もありうるかと。

フィルタリング、携帯のブラックリストで、とにかく100%を目指すというのはとりあえずの話なんですけれども、もっと先を見ると、いろいろな価値観を持ったブラックリストがあってもいい。今のままだと、ある価値基準でフィルタリングされてしまうのはよくないとか、そういうことで書けないということも、一部の方はそういう立場に立たれる方もおられるかと思うんです。

ですから、どういうふうに書けばいいのかはわかりませんが、あるべき考え方という観点からちょっとということだけでなく、利用者の選択ということもどこかで表現できるといいかなと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございました。

今は、3ページの一番下の不干渉の項目で言われたんですけれども、ここで書くという意味ではないですね。

○国分委員 ほかのところで。

○清水座長 ということですね。わかりました。

これは検討させていただいて、その上でということでもよろしいでしょうか。

○国分委員 はい。

○清水座長 どうぞ。

○曾我委員 今、お話を賜って、確かにインターネットの社会が熟成して、ほとんどの国民や保護者がそれを全部意識して、保護者の役割をきちんと果たせる状況まで熟成してくれば、その話は納得できるんですが、現段階でフィルタリングにしても、今までは保護者を放置しておけば進まないというぐらいの社会状況で、それぞれの個人のすべてを自由にしますといったときに、有害環境とのバランスシートの中で、本当に有害環境から青少年を守っていく社会づくりがきちんと進行するのかどうか、そこも踏まえて書き出すタイミングというのがあるのではないかと思います。

携帯電話以外で周知をしていると言われても、まだ保護者がペアレンタルコントロールすらほとんど知らないという社会状況の中で、その文言がどのタイミングで書かれるかというのは非常に危惧するところがありますので、慎重に御配慮いただきたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

国分委員の御意見と曾我委員の御意見をよく考えまして、また事務局で考えさせていただくということでもあります。

第1章の2ページ及び3ページはよろしいでしょうか。

よろしければ、第2章の4～7ページになります。こちらはいかがでしょうか。

どうぞ。

○尾花委員 尾花です。

資料3-2の4ページになります。学校教育における教育・啓発の推進の冒頭のところに、情報モラル教育等の推進の文言として「その発達段階に応じた、情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育」とありますが、「発達段階に応じた」とすると、後追い教育になりがち。例えば、小学校5年生には、5年生が今必要なこと、理解できることを教えればよいとなります。

ここにもう一言、「発達段階及び進級・進学上のニーズに応じた」と付け加えていただきたい。この検討会でも何回かお話をさせていただいたことがありますが、現状では高校で必要な情報技術は中学の段階で、大学のレポート提出等に必要な技術は高校の段階で教わる環境がないため、入学後にあたふたしてしまうというのが現状です。勿論、発達段階に応じた内容もとても大切ですが、この表記だけではフォローできない、進級・進学上のニーズに応じた情報技術やリテラシーについての文言も中に追記いただいて、学校現場の方たちに認識していただければ大変うれしく思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

進級・進学とおっしゃるけれども、学校種ですか。中学校とか高校段階とか、そういう意味ですか。

○尾花委員 本当はそうです。

○清水座長 進級・進学と言うとわからない人がいるかもしれない。そのあたりの文言は、また考えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。第2章の4～7ページはよろしいでしょうか。

それでは、次が第3章で、今回はこれが一番重要な位置付けの章だと思いますが、8～10ページになります。これについて御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○曾我委員 大変ありがたいと思っていますのは、青少年保護・バイ・デザインということ念頭に置いた新しい機器などの設計などの支援ということがあります。

今までここで申し上げることは、どこに文章を書くことが望ましいかということがあるんですが、いろいろな会議でいろいろな皆さんとお話をする中で、第19条でどうのこうのだからとか、何条だからと言いますが、国民にとっては何条だからどうのこうのなんて全くわからない話であって、基本的に青少年インターネット環境整備法というのは、青少年の有害閲覧を最小にして、安全・安心をインターネット上で大きく提供する状況づくりをしようというものが根底で、そのインターネットに関わるすべての方たちがこの趣旨を理解して、最低のリスクでインターネット環境をつくる

ことによって、それぞれの青少年の最高の利用環境を保全していこうというのが基本的な位置付けだと思います。

リスクが高い状況を放置するということは、子どもたちのインターネットの利用を最小状況に持っていくことにつながりかねない。そういう意味で、保護者がなかなか理解できなくてリスクが高まるのであれば、社会全体の力やそれぞれのメーカーの力もお借りしてリスクを最小限にして、青少年がインターネットを利用・活用できる最高の環境づくりをしていこうとの趣旨が、青少年保護・バイ・デザインの趣旨だと私は思いますので、そろそろ青少年インターネット環境整備法だから、どこの企業がどうのこうのという言葉にならないような対策ができないのか。それを聞いてしまうと専門家だけの対応措置のようになってきて、我々一般保護者が理解できないところで、ものが進んでいくという環境になってしまう。

もう一点だけお話をさせていただくと、企業がさまざまな機器の PR をする金額というのは、はっきり言って相当な金額でございまして、それがテレビやマスコミを通じて相当流れるとなると、国民や我々保護者はそこに意識が行ってしまう。そうすると、どんなに青少年を有害環境から守ろうという啓発をしても、何万分の1 ぐらいの費用でやっている状況で同じ効果を生むことは相当厳しい。だからこそ、最初から機器を発売するときにそういうものを設計に入れて、先ほど申し上げた最小リスクで最高のインターネット環境を提供できる社会、ローリスク・ハイリターンという言葉でいいのかわかりませんが、是非そういう社会づくりを目指すような考えをお持ちいただき、そこを理解して、いろいろな企業が施策をしていただけると大変ありがたいと思います。

この文章だけでは、そこまで言えるかどうかはわからなかったものですから、ちょっと趣旨を申し上げさせていただきます。

○清水座長 根本的なお話をありがとうございました。

先生がおっしゃることは、非常によく理解できました。ただ、どのように入れるかということはありません、具体的にとなるとちょっと難しいと思います。もし、入れるとすると、先生がおっしゃった最高の利用環境というのはちょっと難しいので、適切な利用環境を目指してとか、目指す検討とか、最小というよりもリスクを減らす努力とか、その観点は両輪だという御発言ですので、そういう観点をどこかに入れるということでしょうか。

あと、企業の PR の関係というのはちょっと難しい。

○曾我委員 言えないかもしれませんが、根底にそういうものを持っていますということです。

○清水座長 わかりました。また事務局と相談させていただきます。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

第3のところ、比較表の資料3-2の8ページの(3)に「望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及」というのを新規に入れてくださいました。これだけ各事業者がフィルタリングについて技術開発もし、普及に努めていただいているんですが、それを保護者が判断していく上で、この項目が入ることはとても意味があることだと思っています。重要な項目だと思います。

それで、ちょっと戻って恐縮なんですけど、さっきのところを確認すべきだったんですけども、6ページの(3)に「保護者に対する有効な普及啓発支援の検討」ということも、新規に入れてくださっています。こことさっきの記述との関係で申し上げますと、これは普及啓発活動について、その有効性を確保するために、具体的に検討していただける方向性が示されている記述かと思いません。この「検討体制」なんですけど、平成24年度に何か具体的な組織等が予定されていらっしゃるかどうか。

8ページのところで新規に入れていただいたところと、6ページで新規に入れていただいたところは、かなり前進するための前向きな記述を新規に入れていただいたと思うものですから、私はこのまま修正なく記述を残していただきたいと思えますし、24年度にこれらに関係した取組の予定が何かあれば、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問ですが、事務局から。

○山本参事官 それでは、6ページの3の(3)にあります取組について、ちょっと補足させていただきます。これは内閣府において検討会議を設けまして、わかりやすい資料を含めた保護者に対する啓発支援をやっているというものでございます。これは24年度の予算要求をしております、それがつきますとその他と合わせて500万程度の予算を頂いて、有識者の御意見を頂きながら中身を詰めていくことを予定しております。

○清水座長 よろしいですか。

○清原委員 ありがとうございます。

予算が通ればありがたいなと思っておりますし、先ほども発言しましたが、こうしたことを着実に進めていただくことで、保護者の皆さんの大いなる支援になると思います。よろしく申し上げます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 それでは、第4章でございます。11ページになりますが、こちらはいかがでしょうか。削除の理由は、先ほど事務局から説明があったと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 よろしければ第5章になります。12、13ページとなります。こちらはいかがでしょうか。どうぞ。お願いします。

○尾花委員 第5章4-(3)のところになりますけれども、13ページの(3)、上から2つ目の枠です。チェーンメールの対策のところ、たまたま、前は気にならなかったのがそのままになっていますが、受け取っているだけではなくて、自分でつくってチェーンメールを回している子どもが意外と多いんです。で、そういった部分も織り込んだ方がいいかなという気がします。

今までは受ける一方という印象でしたが、実はチェーンメールの妙な面白さみたいなものを、小

学生ぐらいの子どもたちでも感じてしまって、愉快犯的に、自分でつくって回すようなことを率先してやっているお子さんも出てきています。もともと、受け取るだけではなくて、つくることも踏まえた言葉に少し書き替えていただくと、今の時代に合ってくるかなという気がいたします。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

この点はいかがでしょうか。チェーンメールを子どもたちがつくって送っていることを書くというのと、受け取った者は更に転送することを言われたと思いますが、私は子どもの状況を理解していないんです。

○曾我委員 そうすると、関わっているぐらいの感じ。

○清水座長 つくっているのは非常に少ないように思ったりしますが、尾花先生、関わっていると、そういう文言ではどうですか。

○曾我委員 関わっているぐらいではだめですか。

○尾花委員 どうしましょう。受発信しているような感じではいかがでしょう。

○清水座長 わかりました。では、受け取るのと出すのと、回すというか。

○尾花委員 回すのも含めて。

○清水座長 では、表現はちょっと考えさせていただいて、事務局で対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

第5章で、ほかにいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 よろしければ、最後に第6章の推進体制となります。14ページになりますが、ここはいかがでしょうか。お願いします。

○曾我委員 先ほど新しい状況の報告的なものもありました。特に平成24年2月に採択されたOECDのという形で、この辺のことについてどのようにお考えになっているのか、詳細を教えてください。ありがとうございます。

○清水座長 これは事務局で大丈夫ですか。総務省ですか。お願いします。

○園田課長補佐 総務省でございます。ただいまの御意見に対しまして、御説明をさせていただきます。

今年の2月16日にOECDの方で採択をされた青少年保護勧告でございますけれども、この中でも、青少年にとっての危険性を判断するための指標づくりといった点が指摘をされております。先ほどの項目にも出てきたんですが、実はこの点につきまして、昨年の10月から総務省の方で、インターネットリテラシーに関する有識者検討会をずっと行ってきております。

3月に最終会合を開いておりますけれども、現在内容についてもとりまとめを行っておりますので、次回の会合が4月17日に予定されていると思うんですが、その場で詳細な説明を含めてさせていただければと思っております。是非お時間をいただければと思っております。お答えになっておりませんので、すみません。是非皆様にも知っていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○清水座長 では、次回よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 「はじめに」から、1～6章を7つに分けて御意見をいただきましたが、更に全体的に御意見がありましたらお願いします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 内容に関しては、基本的に大きな問題はないんですけども、これが文章として残るので、ちょっと直してもらいたいと思うんです。

12ページ、青少年の名誉毀損の話のところ、「全国の小中学生への相談用の便せん」は、「小中高」にしてほしいんです。特に名誉毀損とかになると、小学生よりも高校生の方がトラブルは多いので。

○清水座長 小中高にさせていただきます。

○高橋委員 これも内閣府の方で判断していただければいい話なんですけれども、8ページの第3章の(1)の辺りで、「携帯電話・PHSについて」とか「携帯電話・PHS・ゲーム機やパーソナルコンピュータ等の端末について」とか、その辺の表現が上と下で幾つか出てくるので、どこかである程度統一した方がいいんだったら、同じ表現で文章として残すかどうか、そこだけをもう一回見直していただければ、内容的には全く問題ありません。

以上です。

○清水座長 全体的にもう一度見直させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○植山委員 植山です。

2章のところで、「1. 学校における教育・啓発の推進」に「(2) 情報モラル等の指導力の向上」というのがあります。文言どうこうということではないんですが、私は学校現場で仕事をさせていただいて、これはさらりと読み飛ばしましたけれども、おっしゃっていることはそのとおりなのですが、現行の先生方の状況から考えますと、この表現だと、またもう一つ負担がかかるなという印象を受けてしまわれる気がするんです。

前回の会議のときにお話があったのは、学校の状況は手いっぱいなので、何らかの加配なりの手当をするという御意見が出ていたように記憶しているんですが、そういったところも多少わかるような表現にさせていただけますと、先生方の受け取りとしてもより積極的に行けるのかなと思ったんです。

どのようにしていいかわからないんですが、よろしくお願いいたします。

○清水座長 よろしくと言われても。

加配となるとすごくお金がかかって問題は非常に難しく、文科省にお願いしますと簡単に言えないことなので、文言の追加というのは、加配については難しいかなと思います。

○植山委員 加配という形でなくても結構なんですけど、末端の先生方の御意見は、またもう一個増

えるのかという感じになってしまうので、何かちょっと工夫をしていただけるとありがたいと思っ
たんですが、法律のことはよくわからないので済みません。

○清水座長 情報モラル教育は、勝山課長がかなり力を入れているわけです。ですから、更にプラ
スというのではなくて、私は既に推進していると認識したんですけども。

○曾我委員 充実させる。

○清水座長 わかりました。

○尾花委員 「概ね全ての教員が」という表現が、すごく負担を重たくしているような気がするん
です。例えば、「全ての学校が」であれば、学校で対応すればいいということになりますが、「全て
の教員」がと書いてあるので、ここが肝かなと思います。ここをやわらかくすれば、デジタルリテ
ラシーの余り高くない苦手感の強い先生までもがやれという意味ではなく、すべての学校現場で教
えられるようにできればいいという意味合いになってくると思うので、そこを何かうまくつくり変
えていただけるといいのかなという気がいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○清原委員 今の論点について、私から発言させていただきます。

現在、私は市長の立場として、文部科学省の方の中央教育審議会の初等中等教育部会で、「教員
の資質向上」について議論をさせていただいている委員です。

市長というのは学校の設置者であり、教員については都道府県が採用等の権限があるわけですが、
今、国民が求めている教員の資質の中に、情報リテラシーと情報モラルというのは、基礎的なもの
として位置付けられると思います。ですから、負担感というふうにおとりいただくのではなくて、
むしろこの問題は、今を生きる子どもたちの情報環境の中で、適切な資質能力の一つとして位置付
けられますので、私としてはこれは原案で突破していただいた方がよい記述ではないかと思えます。

併せて付言いたしますと、今、文部科学省では義務教育学校の教員数の確保については、かなり
の努力をされておりまして、私はその検討にも加わらせていただいたんです。今、「加配」という
言葉も出たんですが、本当に平成 24 年度は、小学校 2 年生までの 35 人学級を実現するというこ
を出された以外に、こうした専門的な教育テーマについての配慮も持ちながら、増員を進めている
ということもあるんです。

背景としてそういうこともあるものですから、これは教員の方の負担感を払拭するというだけで
はなく、むしろ、教員の皆様には、気概というか、パッションというか、そういうものを子ども
たちのために高めていただいた方が、よろしいのではないかと感じております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

○曾我委員 ちょっとそこに付け加えて。

これは情報です。私どもはあちこちで保護者とともシンポジウム等を開いて、ある県で生徒指
導の先生方がアンケート調査をして、情報モラルの関わる携帯電話の問題に対応していない学校に
おいて、子どもが困ったときにだれに相談しますかという問いに対して保護者が 1 位なのはよかつ

たんですが、会ったこともなく、いろいろな通信で出会った人の位置付けの方が、先生よりも高くなっている。

つまりここに対応していかないと、子どもから先生への信頼が遠のいていくという現状もありますので、是非、今の市長のお話も踏まえて、先生方が先生方であるために、一歩前に進んでいただければ大変ありがたいと思います。これは社会現象ですので、それが広がらないようお願いをしたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

まだまだ活発な御意見があると思うんですけども、非常に重要な御意見と議論をしていただきました。この点につきましては、座長預かりにさせていただきます。

○尾花委員 もう一つだけいいですか。

教員だけではなくて教員候補生というか、要するにこれから教職員になろうとしている方もということを含めていただきたいと思います。

○清水座長 それは重要な視点だと思います。ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

情報モラル、教員の指導力向上といった点につきまして、今日はもう時間切れということで中身は座長預かりにさせていただきますと思います。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、今、いろいろ御意見をいただきました点につきましては、最終的な調整とか変更に関しましては、座長預かりとさせていただきますと思います。御意見によって修正が必要になる点も、今回御意見としていただきましたので、その点につきましては最終案に盛り込むように、事務局とも相談していきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に議題の「その他」でございます。本日は、内閣府から2件の報告があるということでございますので、御説明をお願いします。

○山本参事官 それでは、2点の御報告をさせていただきます。

まず1点目は、進級・進学時期の重点的な啓発活動についてでございます。資料4-1をごらんいただきたいと思います。

昨年3月8日付で、閣僚レベルで「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」をとりまとめたところでございますけれども、今年はその流れを受けまして、3月15日付で、全国の都道府県、政令指定都市に対しましてフィルタリングの普及促進など、進級・進学時期の重点的な啓発活動を依頼する通知文を発出したものでございます。

別紙としまして、通知文を添付いたしております。内容的には、フィルタリングの普及において一定の成果を上げておりますけれども、フィルタリングの利用率はやや伸び悩み傾向にあるほか、保護者が青少年の利用実態を必ずしも十分に把握していない。また、スマートフォンを始めとする新たな機器が登場してきたという状況にかんがみまして、携帯電話の購入・買い替えが多いこの時期に、できる限り重点的に啓発活動に取り組んでいただくよう依頼をしたところでございます。

今回は、とりわけ2枚目の下の3のところでございますけれども、スマートフォンを始めとする新たな機器に関する保護者啓発に当たっての留意事項ということで、関係省庁の協力を得ましてとりまとめてございます。

具体的には、1としまして、フィルタリングソフトは保護者自身によって設定する必要がある場合があること、2としまして、パスワードを適切に管理する必要があること、3としまして、インターネット接続機能を有するアプリケーションを適切に管理する必要があること、こういった内容を盛り込んでございます。

なお、通知文のなお書きにも記載しておりますけれども、政府におきましても政府広報の一環としまして、4月2日～8日まで、フィルタリングの利用を呼びかける新聞広告を行うなどの取組を予定してございます。

2点目は、資料4-2でございます。Twitterの運用開始についてでございます。

前回の検討会におきまして藤原座長代理から、新たなメディアがたくさん出てきているわけだから、行政側もこうした新たなメディアを活用して、情報発信をすべきだという御意見がございました。そこで、内閣府の青少年環境整備担当としまして、Twitterを使った情報発信を行うこととしたものでございます。本日の午後から、運用開始を予定しております。

内容的には、青少年環境整備に関わる関係者を対象といたしまして、本検討会の開催ですとか、あるいは内閣府、関係省庁の行っております各種施策について、タイムリーに情報発信することを考えております。

こうしたTwitterの運用を行っておりますのは、内閣府ではほかに行政刷新会議事務局の国民の声担当室というところがございまして、当係としましても大いに活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

今の御説明について、御質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○山本参事官 次回検討会でございますが、既に御連絡をいたしておりますとおり、4月17日の火曜日の午前10時から、お隣の第2特別会議室で行う予定でございます。次回は本日の御議論を受けまして、報告書の最終的な案を御提示申し上げまして、御決定いただくことを予定しております。よろしくをお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

本日の議題は以上でございます。それでは、これをもちまして第13回の検討会を終了させていただきたいと思っております。本日は、長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお申し上げます。